

議案第 1 1 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当について定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当，勤勉手当等」を「夜間勤務手当，管理職員特別勤務手当，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の3第1項中「満」を削る。

第12条第1項第1号中「前条第1項に規定する」を削る。

第14条を次のとおり改める。

（夜間勤務手当）

第14条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には，その間に勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，次条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25を乗じて得た額の合計額を夜間勤務手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか，夜間勤務手当の支給について必要な事項は，規則で定める。

第15条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第15条の2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により第6条第4項に規定する週休日又は休日に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。ただし，勤務時間等条例第13条第1項の規定により，任命権者が代休日を指定し，当該代休日に勤務しなかった場合には，管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、第6条の3第1項の規定により指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により第6条第4項に規定する週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、当該規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第18条の2第1項中「及び第13条第1項」を「、第13条及び第14条」に、「第6条の3第1項本文に規定する職員」を「管理又は監督の地位にある職員」に改める。

第19条第2項中「満」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「勤勉手当等」を「及び勤勉手当」に、「勤勉手当、」を「、勤勉手当及び」に、「特定任期付職員業績手当等」を「特定任期付職

員業績手当」に改める。

第10条中「第13条」を「第13条，第14条」に改める。